平成２９年（フ）第２４７号
長崎県諫早市高来町小峰367番地２、旧住所長崎県諫早市高来町下与402番地３
債務者　藤澤　陽子
1　決定年月日時　平成29年11月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月５日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第９９号
鹿児島県姶良市平松3225番地７
債務者　中村　敏行
1　決定年月日時　平成29年11月６日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月５日まで
鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

平成２９年（フ）第１００号
鹿児島県姶良市平松3225番地７
債務者　中村　浩子
1　決定年月日時　平成29年11月６日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月５日まで
鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

平成２９年（フ）第４０号
高知県宿毛市平田町戸内2123番地１
債務者　山下　範数
1　決定年月日時　平成29年11月６日午後３時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月８日まで
高知地方裁判所中村支部

平成２９年（フ）第２１号
北海道士別市東１条12丁目1616番地58
債務者　増田　　学
1　決定年月日時　平成29年11月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月９日まで
旭川地方裁判所名寄支部

平成２９年（フ）第７１号
青森県十和田市大字米田字野月220番地４
債務者　舛舘　美鈴
1　決定年月日時　平成29年11月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月９日まで
青森地方裁判所十和田支部

平成２９年（フ）第１０８１号
千葉県市川市南大野２丁目11番18号（ロフティベルＮＯ．３－105号）
債務者　和田山　昭
1　決定年月日時　平成29年11月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月９日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２９年（フ）第１０８３号
千葉市中央区大森町226番地２　Ｓｉｒｏ蘇我203号
債務者　若松　明弘
1　決定年月日時　平成29年11月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月９日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２９年（フ）第１１２２号
千葉県市原市東五所７番地19　クリヤハイツ108
債務者　江口紗也佳
1　決定年月日時　平成29年11月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月９日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２９年（フ）第１１３６号
千葉県市川市若宮３丁目53番３号（若松コーポ203号）
債務者　樋口　　清
1　決定年月日時　平成29年11月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月９日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２９年（フ）第１１３８号
千葉県市原市辰巳台西３丁目11番地２　三井造船双葉寮
債務者　根本　哲司
1　決定年月日時　平成29年11月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月９日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２９年（フ）第１１４７号
千葉県市川市鬼高２丁目17番８号（シャトーくに12号）
債務者　橋本　光章
1　決定年月日時　平成29年11月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月９日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２９年（フ）第１１５１号
千葉県習志野市谷津２丁目18番25号　ステラ・Ｋ101号
債務者　金子　百喜
1　決定年月日時　平成29年11月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月９日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２９年（フ）第１１５５号
千葉市若葉区大草町441番地30　パレセーヌ102号
債務者　成家　広治
1　決定年月日時　平成29年11月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月９日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２９年（フ）第１１５９号
千葉県市川市原木１丁目19番14―102号（喜峯マンション）
債務者　浦田　恵造
1　決定年月日時　平成29年11月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月９日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２９年（フ）第１１６１号
千葉県八千代市高津832番地１　高津団地６街区６棟106号
債務者　千葉　文也
1　決定年月日時　平成29年11月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月９日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２９年（フ）第１３２号
千葉県東金市台方29番地３　サンパーク東金301
債務者　堀川　　豊
1　決定年月日時　平成29年11月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月９日まで
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係